【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年3月7日

【会社名】 日本八厶株式会社

【英訳名】 NIPPON MEAT PACKERS, INC.

【本店の所在の場所】 大阪府大阪市北区梅田二丁目4番9号

【事務連絡者氏名】 執行役員経理財務部長 片 岡 雅 史

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区大崎二丁目1番1号

【電話番号】 東京(03) 4555局8051番

【事務連絡者氏名】 執行役員経営企画部長 宮 階 定 憲

【縦覧に供する場所】 日本八ム株式会社東京支社

(東京都品川区大崎二丁目1番1号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

当社は、平成26年3月7日開催の取締役会において、SMBC Nikko Capital Markets Limitedを割当予定先とする第三者割当による2018年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)の発行について決議しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び同条第2項第2号の規定に基づき提出するものであります。

2 【報告内容】

イ 本新株予約権付社債の銘柄

日本ハム株式会社2018年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債

- ロ 本新株予約権付社債に関する事項
 - () 発行価額

本社債額面金額の100.5%(各本社債額面金額20,000,000円)

- (注) 1 発行価額は、会社法(平成17年法律第86号)第238条第1項第6号及び第676条第9号所定の各募集 社債の払込金額である。
 - 2 本新株予約権を引き受ける者は、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
- () 発行価格

本社債額面金額の100.5%

()発行価額の総額

301億5,000万円及び本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券(以下「代替新株予約権付社債券」という。)に係る本社債額面金額合計額の合計額

() 券面額の総額

300億円及び代替新株予約権付社債券に係る本社債額面金額合計額の合計額

()利率

本社債には利息は付さない。

- () 償還期限
 - (イ) 満期償還

2018年9月26日(ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。)に本社債額面金額の100%で償還する。

(ロ) クリーンアップ条項による繰上償還

残存する本社債の額面金額総額が、本(口)の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、発行時の本社債の額面金額総額の10%を下回った場合、当社は、その選択により、本新株予約権付社債の所持人(以下「本新株予約権付社債所持人」という。)に対して、繰上償還日から30日以上60日以内の事前の繰上償還の通知(かかる通知は取り消すことができない。)を行った上で、残存する本社債の全部(一部は不可)を繰上償還日として当社が指定する日に本社債額面金額の100%で繰上償還することができる。

但し、当社が下記(二)、(ホ)又は(へ)に基づき繰上償還の通知を行う義務を負う場合には、以後本 (ロ)に従った繰上償還の通知を行うことはできない。

(八) 税制変更等による繰上償還

日本国の税制の変更等により、本社債に関する支払に関し本新株予約権付社債の要項記載の特約に基づく追加支払額の支払の義務があり、かつ、当社が利用できる合理的な手段によってもかかる義務を回避し得ない場合、当社は、その選択により、いつでも、本新株予約権付社債所持人に対して、繰上償還日から30日以上60日以内の事前の繰上償還の通知(かかる通知は取り消すことができない。)を行った上で、残存する本社債の全部(一部は不可)を繰上償還日として当社が指定する日に本社債額面金額の100%で繰上償還することができる。但し、その日が本社債に関する支払をなすべき日であると仮定した場合に当社が当該追加支払額の支払の義務を負うこととなる最初の日の90日前の日より前には上記通知をなすことはできない。

上記にかかわらず、かかる通知がなされた時点で残存する本社債の額面金額総額が発行時の本社債の額面金額総額の10%以上である場合、各本新株予約権付社債所持人は、当社に対して当該繰上償還日の20日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債所持人の保有する本社債については繰上償還されないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該繰上償還日後の当該本社債に関する支払につき本新株予約権付社債の要項記載の特約に基づく追加支払額の支払の義務を負わず、当該繰上償還日後の当該本社債に関する支払は本新株予約権付社債の要項記載の公租公課を源泉徴収又は控除した上でなされる。

但し、当社が下記(二)、(ホ)又は(へ)に基づき繰上償還の通知を行う義務を負う場合には、以後本 (八)に従った繰上償還の通知を行うことはできない。

(二) 組織再編による繰上償還

組織再編事由(以下に定義する。)が発生した場合で、かつ(A)その時点において適用ある法令に従い、下記(xv)(口)記載の措置を講ずることができない場合、(B)法律上は下記(xv)(口)記載の措置を講ずることができない場合、(C)当該組織再編事由の発生日又は当該組織再編の効力発生日の25日前の日のいずれか遅い日において、当社の最善の努力にもかかわらず、下記(xv)(口)記載の承継会社等(以下に定義する。)の普通株式が日本国内の金融商品取引所において上場しておらず、かつ、承継会社等が、かかる上場が当該組織再編の効力発生日までに行われる旨の確約を日本国内の金融商品取引所若しくは金融商品市場の運営組織から得ていない場合、又は(D)上記組織再編事由の発生日以前に、当該組織再編の効力発生日において承継会社等の普通株式が日本国内の金融商品取引所において上場されることを当社が予想していない旨の証明書を当社が財務代理人に対して交付した場合には、当社は、実務上可能な限り速やかに上記(A)乃至(D)のいずれかの条件が充足された旨を本新株予約権付社債所持人に対して通知するものとし、かつ、本新株予約権付社債所持人に対して連知するものとし、かつ、本新株予約権付社債所持人に対して東京における21営業日以上前の通知をした上で、当該通知において指定した当該組織再編の効力発生日の東京における直前の営業日に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、本社債額面金額の100%で繰上償還するものとする。

「組織再編事由」とは、() 当社と他の会社の合併(新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。)、()資産譲渡(当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が譲渡先に移転若しくは承継される場合に限る。以下同じ。)、()会社分割(新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に承継される場合に限る。)、()株式交換若しくは株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。)、又は()その他の日本法上の会社再編手続で、その手続により本社債及び/又は本新株予約権に基づく当社の義務が承継会社等に引き受けられることとなるものについて、当社の株主総会による承認の決議(当該決議が不要な場合は、取締役会の決議。以下同じ。)がなされた場合を意味するものとする。

「承継会社等」とは、合併後に存続する会社又は合併により設立される会社、資産譲渡により当社の資産を譲り受ける会社、新設分割又は吸収分割により本新株予約権付社債に基づく当社の義務を承継する他の会社、株式交換又は株式移転により当社の完全親会社となる他の会社、及びその他の日本法上の会社再編により本社債及び/又は本新株予約権に基づく当社の義務を承継する他の会社の総称とする。

(ホ) 当社普通株式の上場廃止等による繰上償還

()金融商品取引法に従って、当社以外の者(以下「公開買付者」という。)により当社普通株式の公開買付けが行われ、()当社が、金融商品取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、()当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果、当社普通株式の関連取引所(以下に定義する。)における上場が廃止される可能性があることを公表又は容認し(但し、当社又は公開買付者が、当該取得後も当社がかかる上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。)、かつ、()公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合(以下「上場廃止事由」という。)、当社は、実務上可能な限り速やかにその旨を本新株予約権付社債所持人に対して通知するものとし、かつ、本新株予約権付社債所持人に対して東京における21営業日以上前の通知をした上で、当該上場廃止事由に係る転換価額減額期間終了日(以下に定義する。)の東京における5営業日後の日に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、本社債額面金額の100%で繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編事由又はスクイーズアウト事由(下記(へ)に定義する。)を生じさせる予定である旨を公表した場合、当社は本(ホ)記載の償還を行わないものとする。但し、かかる組織再編事由又はスクイーズアウト事由が当該取得日から60日以内に生じなかった場合、当社は、実務上可能な限り速やかに本新株予約権付社債所持人に対して東京における21営業日以上前の通知をした上で、当該上場廃止事由に係る転換価額減額期間終了日の東京における5営業日後の日に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、本社債額面金額の100%で繰上償還するものとする。

「転換価額減額期間終了日」とは、転換価額減額期間(下記()(ホ)に定義する。)の定義に基づき当 社が定める転換価額減額期間の最終日をいう。

「関連取引所」とは、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)をいい、当社普通株式が東京証券取引所に上場されていない場合にあっては、当社普通株式が上場又は取引されている日本国内の主たる取引所をいう。

(へ) スクイーズアウトによる繰上償還

スクイーズアウト事由(以下に定義する。)が生じた場合、当社は、実務上可能な限り速やかにスクイーズアウト事由が生じた旨を本新株予約権付社債所持人に対して通知するものとし、かつ、本新株予約権付社債所持人に対して東京における21営業日以上前の通知をした上で、当該スクイーズアウト事由に係る転換価額減額期間終了日の東京における5営業日後の日に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、本社債額面金額の100%で繰上償還するものとする。

「スクイーズアウト事由」とは、当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通 株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合をいう。

(ト) 買入消却

当社及び当社の子会社(本新株予約権付社債の要項に定義する。以下本(ト)において同じ。)は、随時本 新株予約権付社債を市場取引その他の方法で買い入れることができる。

当社又は当社の子会社が本新株予約権付社債を買い入れた場合には、当社は、その選択により(当社の子会社が買い入れた場合には、当該子会社の選択により当社が消却のために当該本新株予約権付社債の交付を受けた後)、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができ、かかる消却と同時に当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権は下記(x)に基づき行使できなくなることにより消滅する。

(チ) 債務不履行等による強制償還

本社債に関する義務の不履行その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合で、かつ本 新株予約権付社債所持人が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより財務代理人に対し本社債の期限 の利益の喪失の通知を行った場合、当社は、本社債につき期限の利益を失い、本社債を本社債額面金額の 100%に本新株予約権付社債の要項に定める遅延利息を付して直ちに償還しなければならない。

() 本新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

(イ) 種類及び内容

当社普通株式(単元株式数1,000株)

(口)数

本新株予約権の行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転(以下、当社普通株式の発行又は移転を当社普通株式の「交付」という。)する当社普通株式の数は、行使された本新株予約権に係る本社債の額面金額の総額を下記(八)乃至(ホ)に定める転換価額で除した数とする。但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合は、当該単元未満株式は単元株式を構成する株式と同様の方法で本新株予約権付社債所持人に交付され、当社は当該単元未満株式に関して現金による精算を行わない。

(八) 当初転換価額

転換価額は、当初、当社の代表取締役社長竹添昇が、当社の取締役会による授権に基づき、本新株予約権付 社債に関して当社とSMBC Nikko Capital Markets Limitedとの間で締結される買取契約書の締結直前の東京 証券取引所における当社普通株式の終値の110%以上で、ユーロ市場における投資家の本新株予約権付社債 に係るオプションの需要状況及びその他の市場動向等を勘案して決定する。

(二) 転換価額の調整

転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価(本新株予約権付社債の要項に定義する。以下同じ。)を下回る価額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合 (新株予約権の行使及び取得請求権付株式の取得請求権の行使の場合等を除く。)には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいう。

調整後 調整前	既発行	+	発行又は 処分株式数	×	1 株当たりの払込金額		
	調整前	i ,	株式数		時価		
転換価額	転換価額	Х -		既	発行株式数 +	発行	- 又は処分株式数

また、転換価額は、当社普通株式の分割(無償割当てを含む。)若しくは併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行又は一定限度を超える配当支払が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも本新株予約権付社債の要項に従い適宜調整される。

(ホ) 転換価額の減額調整

転換価額は、 組織再編事由が生じた場合であってかつ上記()(二)(A)乃至(D)のいずれかの条件を満たす旨の通知を当社が本新株予約権付社債所持人に送付した場合、 上記()(ホ)に基づく上場廃止事由が生じた旨の通知若しくは上記()(ホ)但書に基づく組織再編事由若しくはスクイーズアウト事由が生じなかった旨の通知を当社が本新株予約権付社債所持人に送付した場合又は 上記()(へ)に基づくスクイーズアウト事由が生じた旨の通知を当社が本新株予約権付社債所持人に送付した場合、転換価額減額期間(以下に定義する。)において、上記(八)に従い当初転換価額が決定された時点(以下、かかる決定の時点を「転換価額等決定時」といい、かかる決定がなされる日を「転換価額等決定日」という。)における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向等を勘案した転換価額減額開始日(以下に定義する。)時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、転換価額減額開始日(以下に定義する。)時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、転換価額減額開始日の以下に定義する。)がある方式に従って算出される減額後の転換価額の最低額は転換価額等決定時において得られる直前の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値とし、最高額は当初転換価額とする(減額後の転換価額の最低額及び最高額は、上記(二)と同様の調整に服するものとする。)。かかる方式の詳細は、当社の代表取締役社長竹添昇が、当社の取締役会による授権に基づき、当初転換価額の決定と同時に決定する。

「転換価額減額期間」とは、所定の例外が適用される場合を除き、上記 の場合は、転換価額減額開始日(当日を含む。)から当該組織再編の効力発生日の東京における5営業日前の日(当日を含む。)までの期間をいい、上記 の場合は、転換価額減額開始日(当日を含む。)から() 転換価額減額開始日から30日後の日、() 本新株予約権の行使期間の満了日又は() 当社普通株式の関連取引所における上場が廃止される日の東京における5営業日前の日のいずれか早い日(当日を含む。)までの期間をいい、上記 の場合は、転換価額減額開始日(当日を含む。)から() 転換価額減額開始日から30日後の日、()本新株予約権の行使期間の満了日又は() スクイーズアウト事由による当社普通株式の取得日の東京における5営業日前の日のいずれか早い日(当日を含む。)までの期間をいう。

「転換価額減額開始日」とは、上記 、 及び においてそれぞれ上記の通知の日から東京における10営業日(但し、当社が()(ホ)但書記載の繰上償還を行う義務を負う場合は上記通知の日から東京における2営業日)以内の日で当社が実務上可能な限り速やかに指定する日をいう。

()発行する本新株予約権の総数

1,500個及び代替新株予約権付社債券に係る本社債額面金額合計額を20,000,000円で除した個数の合計数とする。

() 本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

- (イ) 本新株予約権1個の行使に際し、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとする。
- (ロ) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の額面金額と同額とする。

() 本新株予約権の行使期間

2014年4月9日から2018年9月12日の営業終了時(行使請求地時間)までとする。但し、(A)上記() (ロ)及び(八)記載の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日の営業終了時(行使請求地時間)まで(但し、上記()(八)において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。)、(B)()(二)乃至(へ)記載の繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日の営業終了時(行使請求地時間)まで、(C)下記(xv)(イ)記載の当社による本新株予約権付社債の取得がなされる場合又は上記()(ト)記載の本社債の買入消却がなされる場合は、当社が本社債を消却した時まで、また、(D)上記()(チ)記載の本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。

上記いずれの場合も、2018年9月12日より後に本新株予約権を行使することはできない。

また、上記にかかわらず、() 当社の組織再編を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合、組織再編の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日間を超えない当社が指定する期間(但し、かかる期間は転換価額減額期間に至ることはできない。)中、本新株予約権を行使することはできず(この場合、当社は当該期間開始の30日以上前に、本新株予約権付社債所持人に対し、かかる行使停止の決定及びその期間を通知するものとする。)、() 当社が下記(xv)(イ)記載の取得通知を行った場合は、下記(xv)(イ)記載の取得通知日の翌日から下記(xv)(イ)記載の取得日(同日を含む。)までの間は本新株予約権を行使することはできず、() 本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日(当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日)が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日(以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。)の東京における2営業日前の日(当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における2営業日前の日(当該株主確定日(当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における2営業日)(同日を含む。)までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

(xi) 本新株予約権の行使の条件

- (イ) 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (ロ)本新株予約権付社債所持人は、2018年6月25日までは、本新株予約権付社債の要項に従い、ある四半期の初日から最終日の期間において、当社普通株式の終値が、当該四半期の直前の四半期の最後の取引日(以下に定義する。)に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、当該直前の四半期の最後の取引日において適用のある転換価額(小数点以下を切り捨てるものとする。)の120%を超える場合に限って、翌四半期の初日から最終日(但し、2018年4月1日に開始する期間に関しては、2018年6月25日)までの期間において、本新株予約権を行使することができる。但し、本(ロ)記載の本新株予約権の行使の条件は、以下(1)、(2)及び(3)の期間中は適用されない。なお、「取引日」とは、関連取引所が開設されている日をいい、当社普通株式の終値が発表されない日を含まない。
 - (1) (A)株式会社格付投資情報センター若しくはその承継格付機関(以下「R&I」という。)による当社の長期発行体格付がBBB(かかる格付のカテゴリーに変更があった場合にはBBBと同等の格付)以下である期間、(B)株式会社日本格付研究所若しくはその承継格付機関(以下「JCR」という。)による当社の長期発行体格付がBBB+(かかる格付のカテゴリーに変更があった場合にはBBB+と同等の格付)以下である期間、(C)当社の長期発行体格付に関しR&I及び/若しくはJCRによる格付がなされなくなった期間、又は(D)R&I及び/若しくはJCRによる当社の長期発行体格付が停止若しくは撤回されている期間
 - (2) 当社が、本新株予約権付社債所持人に対し、上記()(口)乃至(へ)記載の本社債の繰上償還に係る通知(組織再編事由が生じた場合であってかつ上記()(二)(A)乃至(D)のいずれかの条件を満たす旨の通知、上記()(ホ)に基づく上場廃止事由が生じた旨の通知及び上記()(ホ)但書に基づく組織再編事由又はスクイーズアウト事由が生じなかった旨の通知並びに上記()(へ)に基づくスクイーズアウト事由が生じた旨の通知のうち、当社が繰上償還する義務を生じさせるものを含む。)を行った後の期間(但し、上記()(八)により本新株予約権付社債所持人の選択により償還されないものについては除く。)

- (3) 当社が組織再編を行う場合における、本新株予約権付社債の要項に従い、本新株予約権付社債所持人に対して当該組織再編に関する通知をする義務が発生した日以降、当該組織再編の効力発生日までの期間
- (x)本新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格のうちの資本組入額
 - (イ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い 算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端 数を切り上げるものとする。
 - (ロ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(イ)記載の資本 金等増加限度額から上記(イ)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (x)本新株予約権の行使時に本社債の全額の償還に代えて本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の全額の 払込みがあったものとする旨

該当事項なし。但し、本新株予約権1個の行使に際し、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の額面金額と同額とする。

(x)本新株予約権の譲渡に関する事項 該当事項なし。

(xv) その他

(イ) 本新株予約権付社債の取得条項

2018年6月25日以降、当社普通株式が関連取引所に上場されていることを条件として、当社は本新株予約権付社債所持人に対して、取得日(以下に定義する。)現在残存する本新株予約権付社債の全部(一部は不可)を取得する旨を取得日の事前の通知(かかる通知は取り消すことができない。)(以下「取得通知」という。)を行うことにより、当該残存する本新株予約権付社債の全部(一部は不可)を取得することができる(かかる通知を行った日を、以下「取得通知日」という。)。本(イ)において、「取得日」とは、取得通知に定められた取得する日をいい、取得通知日から60日以上75日以内の日とする。この場合、当社は、取得日に当該残存する本新株予約権付社債の全部を取得日において取得し、これと引き換えに、本新株予約権付社債の所持人に対し、本新株予約権付社債の対価として、(i)本社債の額面金額の100%に相当する金銭及び()取得株式(以下に定義する。)(もしあれば)を取得日において支払い又は交付するものとする。なお、取得日において当社普通株式がいずれの関連取引所においても上場されていない場合には、取得通知は自動的に無効となり、上記()(ホ)を適用する。当社は、取得した本新株予約権付社債を本新株予約権付社債の要項に従い消却するものとする。

「1株当りの平均VWAP」とは、取得通知日(当日を含まない。)から5取引日目の日から始まる20連続取引日(以下「株価算定期間」という。)に含まれる各取引日において関連取引所が発表する当社普通株式の売買高加重平均価格(以下「VWAP」という。)の平均値をいう。株価算定期間中に上記()(二)記載の転換価額の調整事由が発生した場合には、1株当りの平均VWAPも適宜調整される。

「取得株式」とは、原則として、各本新株予約権付社債に関して、本新株予約権付社債の取得株式価値(以下に定義する。)から各本新株予約権付社債の額面金額を差し引いた額(正の数値である場合に限る。)を、1株当りの平均VWAPで除して算出される数の当社普通株式(もしあれば)をいう。但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、株価算定期間後取得日の前日までに上記()(二)記載の転換価額の調整事由が生じた場合には、取得株式の数も適宜調整される。

「取得株式価値」とは、次の算式により算出される数値をいう。

上記算式において「最終日転換価額」とは、株価算定期間最終日の転換価額をいう。

- (ロ) 当社が組織再編を行う場合の特約
 - (1) 組織再編事由が生じた場合、()その時点において(法律の公的又は司法上の解釈又は適用について考慮した結果)法律上実行可能であり、()その実行のための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ()その全体の実行のために当社が不合理であると判断する費用や支出(課税を含む。)を当社又は承継会社等に負担させることがない限りにおいて、当社は、承継会社等をして、本新株予約権付社債の要項及び財務代理契約に従って、本新株予約権付社債の債務を承継させ、かつ、承継会社等の新株予約権の交付を実現させるよう最善の努力を尽くすものとする。かかる本新株予約権付社債及び財務代理契約上の債務の承継及び承継会社等の新株予約権の交付は、当該組織再編の効力発生日に有効となるものとする。但し、新会社が効力発生日又はその直後に設立されることとなる合併、株式移転又は会社分割の場合には当該組織再編の効力発生日後速やかに(遅くとも14日以内に)有効となるものとする。また、当社は、承継会社等の本新株予約権付社債の承継及び承継会社等の新株予約権の交付に関し、承継会社等の普通株式が当該組織再編の効力発生日において日本国内における金融商品取引所において上場されるよう最善の努力を尽くすものとする。
 - (2) 上記(1)に定める承継会社等の新株予約権は、以下の条件に基づきそれぞれ交付されるものとする。

交付される承継会社等の新株予約権の数

当該組織再編の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の本新株予約権付社債所持人が 保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編事由を発生させる取引の条件を勘案の上、本新株予約権付社債の要項(但し、転換価額減額期間中の調整を除く。)を参照して承継会社等が決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は上記()(二)及び(ホ)と同様な調整に服する。

- (A) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編事由を発生させる取引において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める(但し、上記()(ホ)に基づき行われる減額調整を除く。)。当該組織再編事由に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値(当社の負担で独立のフィナンシャル・アドバイザー(本新株予約権付社債の要項に定義する。以下本において同じ。)に諮問し、その意見を十分に考慮した上で、当社が決定するものとする。)を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい数の承継会社等の普通株式を併せて受領できるようにする。
- (B) その他の組織再編事由の場合には、当該組織再編の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債所持人が、その保有する新株予約権付社債の数に応じて得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益(当社の負担で独立のフィナンシャル・アドバイザーに諮問し、その意見を十分に考慮した上で、当社が決定するものとする。)を受領できるように、転換価額を定める(但し、上記()(ホ)に基づき行われる減額調整を除く。)。

承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法 承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、承継会社等の新 株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

承継会社等の新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編の効力発生日又は上記(1)に記載する承継が行われた日のいずれか遅い日から、上記 ()に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。 承継会社等の新株予約権の行使の条件

上記(xi)に定めるのと実質的に同様の新株予約権の行使の条件を定めるものとする。

承継会社等の新株予約権の取得条項

新株予約権及び社債は、実質的に上記(xv)(イ)に定めるのと同様の方法により、承継会社等が取得することができる。

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に 関する事項

- (A) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (B) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、 上記(A)記載の資本金等増加限度額から上記(A)に定める増加する資本金の額を減じた額とする

組織再編事由が生じた場合

承継会社等について組織再編事由が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。 その他

承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。また、当該組織再編の効力発生日時点における本新株予約権付社債所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編の効力発生日直前の本新株予約権付社債所持人に対し、本新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。

(八) 本新株予約権の行使により交付する株式に端数が生じた場合の処理

上記()(口)記載のとおり、本新株予約権の行使により当社が交付する当社普通株式の数につき、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、当該単元未満株式は単元株式を構成する株式と同様の方法で本新株予約権付社債所持人に交付され、当社は当該単元未満株式に関して現金による精算を行わない。

八 発行方法

SMBC Nikko Capital Markets Limitedに対する第三者割当

- 二 提出会社が取得する手取金の総額並びに使途ごとの内容、金額及び支出予定時期
 - (1) 本新株予約権付社債の新規発行による手取金の総額

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
30,150,000,000円	30,000,000円	30,120,000,000円

(2) 本新株予約権付社債の新規発行による手取金の使途ごとの内容、金額及び支出予定時期

差引手取概算額30,120,000,000円の内、平成26年4月末までに30,000,000,000円を上限として自己株式取得資金として調達するつなぎ融資の返済及び自己株式取得のために取り崩した手元資金に充当し、その残額は平成26年4月末までに運転資金に充当する予定である。

ホ 新規発行年月日

2014年3月26日(本新株予約権の割当日及び本社債の払込期日)

- へ 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称 該当事項なし。
- ト 引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称に準ずる事項 該当事項なし。
- チ 募集又は売出しを行う地域に準ずる事項

連合王国ロンドン市

リ 金融商品取引法施行令第1条の7に規定する譲渡に関する制限その他の制限 該当事項なし。

ヌ 本社債の財務代理人

Sumitomo Mitsui Banking Corporation Europe Limited

ル 第三者割当の場合の特記事項

(1) 割当予定先の状況

	名称	SMBC Nikko Capital Markets Limited			
	本店所在地	One New Change London EC4M 9AF			
	国内の主たる事業所の責任者の氏名 及び連絡先	該当事項なし。			
a . 割当予定先 の概要	代表者の役職及び氏名	Antony Yates, President and Director			
	資本金	404百万米ドル(普通株式)(2012年12月末) 250百万米ドル(優先株式)(2012年12月末)			
	事業の内容	証券業			
	主たる出資者及びその出資比率	株式会社 三井住友銀行 - 普通株式 100%			
	出資関係	該当事項なし。			
b. 当社と割当 予定先との 間の関係	人事関係	該当事項なし。			
	資金関係	該当事項なし。			
	技術又は取引関係	該当事項なし。			

c . 割当予定先の選定理由

当社は、ROE7.0% (連結)達成を目指していくための資本・財務戦略について、複数の国内外の金融機関から様々な提案を受け、比較検討を重ねてきた。

その結果、SMBC日興証券株式会社(以下「SMBC日興証券」という。)からの提案が、資金調達の機動性と効率性が高く、かつ既存株主の利益にも配慮したものであり、当社のニーズに合致していると判断した。

また、SMBC日興証券は、平成22年3月発行の当社第5回無担保転換社債型新株予約権付社債の引受実績を始め、当社と長期間の取引関係があることから、当社の事業内容や資本・財務戦略等について熟知している。これらの理由に加え、SMBC日興証券の中立性、高い信用力及び新株予約権付社債の引受実績を評価し、本新株予約権付社債の割当予定先として、SMBC日興証券グループの海外拠点であるSMBC Nikko Capital Markets Limitedが最適であるとの結論に至った(SMBC Nikko Capital Markets Limitedは株式会社三井住友銀行の子会社であるが、SMBC日興証券との業務協働契約に基づき、当社へサービスを提供している。)。

SMBC Nikko Capital Markets Limitedは、下記「f.割当予定先の払込みに要する資金等の実態」及び「g.割当予定先の実態」に示すように、今回の資金調達の実施にあたり十分な信用力を有するものと認識している。

d . 割り当てようとする株式の数

本新株予約権の目的となる株式の数は、同一の新株予約権者により同時に行使された本新株予約権に係る本 社債の金額の総額を当該行使請求の効力発生日において適用のある転換価額で除して得られる数とする。

本新株予約権の全てが平成26年3月6日現在の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の110%を転換価額として行使された場合に交付される株式の数は16,438,000株となる。

e . 株券等の保有方針

当社は、本新株予約権付社債の割当予定先であるSMBC Nikko Capital Markets Limitedとの間で、本新株予約権付社債について継続保有の取決めはしていない。

当社は、本新株予約権付社債を、第三者割当によりSMBC Nikko Capital Markets Limitedへ割り当てるが、SMBC Nikko Capital Markets Limitedは、ケイマン諸島法に基づき設立された特別目的会社であるWessex Limitedに対し、本新株予約権付社債を譲渡する方針であると聞いている(本新株予約権付社債の譲渡に際し、Wessex Limitedが金融機関から本新株予約権付社債の額面金額と同額の融資を受ける予定であると理解している。)。

また、当社は、割当予定先より、SMBC Nikko Capital Markets Limitedは、Wessex Limitedが発行するカバードワラント(あらかじめ定めた算式に基づく行使価格で本新株予約権付社債を取得することのできる権利を表示する有価証券)(以下「ワラント」という。)を引き受けて海外機関投資家に分売する予定である旨、聞いている。海外機関投資家がワラントを行使した場合には、海外機関投資家がWessex Limitedから本新株予約権付社債を取得することになる(その後、本新株予約権付社債に付された本新株予約権が行使された場合には、当該海外機関投資家が当社の普通株式を取得することになる。)。

f.割当予定先の払込みに要する資金等の実態

割当予定先からは、本新株予約権付社債の払込金額(発行価額)の総額の払込みに要する資金は確保されている旨の報告を受けるとともに、割当予定先の直近の財務諸表の純資産の額により、払込みに要する財産の存在について確認しており、その後かかる財務内容が大きく悪化したことを懸念させる事情も認められないことから、当社として払込みに支障はないと判断している。なお、Wessex Limitedが金融機関から本新株予約権付社債の額面金額と同額の融資を受けることについての融資の条件は、当社及び割当予定先の間で本新株予約権付社債の買取契約書が有効に締結されることその他の一般的な貸付条件であると確認している。

g.割当予定先の実態

割当予定先であるSMBC Nikko Capital Markets Limitedは、株式会社三井住友銀行の子会社であり、英国の金融行為規制機構 (Financial Conduct Authority) の監督及び規制を受けている。また、当社はSMBC日興証券の担当者との面談において説明を受けるとともに、SMBC Nikko Capital Markets Limitedのホームページ等により、割当予定先及び割当予定先の役員が反社会的勢力ではなく、反社会的勢力とは一切関係ないことを確認している。

(2) 株券等の譲渡制限

本新株予約権付社債には、譲渡制限は付さない。

(3) 発行条件に関する事項

払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権付社債の発行価額の算定に際しては、公正を期するため、独立した第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計(東京都港区)に本新株予約権付社債の価値算定を依頼し、本新株予約権付社債の評価報告書を取得している。第三者評価機関は一定の前提(転換価額(アップ率)、本新株予約権付社債に付された転換制限条項及び取得条項(額面現金決済型)、当社株式の株価変動性(ボラティリティ)及び本社債の価値を算定する上で使用した割引率等)の下、一般的な株式オプション価値算定モデルである二項モデルを用いて本新株予約権付社債の公正価値を算定している(なお、転換価額に関しては、直前の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の110%以上で決定されるが、上記の本新株予約権付社債の発行価額の算定においては、実際のユーロ市場における投資家の本新株予約権付社債に係るワラントの需要見込みやその他の市場動向等を勘案した転換価額の見込額を前提としている。)。本新株予約権付社債の発行条件及び払込金額は、第三者評価機関による評価報告書における算定結果を考慮し、また当社の置かれた事業環境及び財務状況を総合的に勘案の上決定しており、当社としては、公正な水準であると判断している。

また、当社監査役は、当社担当者より発行要項の内容等の説明を受けるとともに、金融工学や市場動向等に精通した外部専門家たる第三者評価機関より取得している評価報告書を確認した上で、本新株予約権付社債の発行によって当社が得ることのできる経済的利益が本新株予約権付社債の公正価値と概ね見合っているとの説明及びその算定手続について特に不合理な点がないことから、発行条件は割当予定先に特に有利ではない旨の意見を全員一致で表明している。

発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権付社債の発行により発生する潜在株式数は、平成26年3月6日現在の東京証券取引所における 当社普通株式の普通取引の終値の110%を当初転換価額として計算した場合、平成26年3月6日現在の当社の 普通株式の発行済株式総数228,445,350株の7.20%となり、本新株予約権付社債の普通株式への転換が進んだ 場合1株あたりの株式価値の希薄化が生じる。

しかしながら、その希薄化の規模に鑑みると、既存株主の皆様への影響は限定的であり、また、本新株予約権付社債は、転換制限条項を付することで普通株式への転換可能性を抑制し、また取得条項(額面現金決済型)を付することで希薄化を最小限に抑えることを企図しており、既存株主に配慮した負債性の高い設計であることから、当社グループの株主価値向上の目的に照らして、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断している。

- (4) 大規模な第三者割当に関する事項 該当事項なし。
- (5) 第三者割当後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有 株式数 (千株)	総議決権数 に対する 所有議決権 数の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の 総議決権数 に対する 所有議決権 数の割合 (%)
日本マスタートラスト信託銀 行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町 2丁目11-3	17,641	8.89	17,641	8.21
SMBC Nikko Capital Markets Limited(注4)	One New Change, London EC4M 9AF			16,438	7.65
日本トラスティ・サービス信 託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海 1丁目8-11	10,801	5.44	10,801	5.03
株式会社百十四銀行	香川県高松市亀井町 5 - 1	8,287	4.18	8,287	3.86
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁 目1-1	7,354	3.71	7,354	3.42
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁 目7-1	7,326	3.69	7,326	3.41
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁 目6-6	6,266	3.16	6,266	2.92
農林中央金庫	東京都千代田区有楽町1丁 目13-2	5,926	2.99	5,926	2.76
日本興亜損害保険株式会社	東京都千代田区霞が関3丁 目7-3	4,990	2.51	4,990	2.32
株式会社三井住友銀行 (注4)	東京都千代田区丸の内1丁 目1-2	4,650	2.34	4,650	2.16
計		73,241	36.91	89,679	41.74

- (注) 1.割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成25年9月30日現在の株主 名簿上の株式数によって算出している。
 - 2.当社は平成25年9月30日現在で自己株式29,453千株を保有しているが、当該株式には議決権がないため、上記株主から除外している。
 - 3.「割当後の所有株式数」は、平成26年3月6日現在の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の110%を転換価額として本新株予約権付社債が全て転換された場合に交付される株式(以下「当初転換価額での割当株式」という。)の数に「所有株式数」に記載した株式数を加算した数を記載している。また、「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に当初転換価額での割当株式に係る議決権の数を加えた数で除して算出している。
 - 4.SMBC Nikko Capital Markets Limitedは、株式会社三井住友銀行の子会社である。

- (6) 大規模な第三者割当の必要性 該当事項なし。
- (7) 株式併合等の予定の有無及び内容 該当事項なし。
- (8) その他参考になる事項 該当事項なし。
- ヲ その他の事項
 - (1) 本社債の担保又は保証 該当事項なし。
 - (2) ロックアップ

当社は、割当予定先であるSMBC Nikko Capital Markets Limitedとの間で、転換価額等決定日に始まり、本新株予約権付社債の払込期日から起算して180日目の日に終了する期間中は、割当予定先の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換され得る又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等(本新株予約権付社債の発行、本新株予約権の行使による当社普通株式の発行及び交付、株式分割に関わる発行及び交付、ストック・オプションの付与及びその行使等を除く。)を行わない旨を合意している。

(3) 提出日現在の発行済株式総数及び資本金の額

発行済株式総数	普通株式 228,445千株
資本金の額	24,166百万円

(注) 当社は新株予約権を発行しているため、上記発行済株式総数及び資本金の額は平成26年3月6日現在の 数字を記載している。

以上